

令和6年度昭栄中学校の学校生活の基本的約束

昭栄中学校での生活が有意義になるように、校則検討委員会を開催し全校生徒と教員が協力して「学校生活の基本的約束」を見直しました。下記の5つの視点をもって、全校生徒にアンケートを取ったり、話し合いを進めたりしました。この「学校生活の基本的約束」を基に、一人一人が「自律」し、また、仲間と「協働」しながら、昭栄中学校を過ごしやすい場所にしていきます。

また、現在も生徒会を中心に校則検討委員会で見直しを行っています。

1. 生徒全員が安心、安全な学校生活をおくることができる。
2. 生徒同士がお互いに快適に学校生活をおくることができる。
3. 地域の方や他の人から好感をもたれる。
4. 自身の夢に向かって、目標を一つ一つ実現することができる。
5. 集団生活におけるルールを大切に、学校や教室だけでなく社会に通用する価値観を身につけることができる。

○服装について

1. 制服

- 令和4年度からの学校指定の紺色のブレザーと長袖ポロシャツ、紺色のチェック柄のズボン・スカート・キュロットとする。
- 夏服は学校指定の半袖ポロシャツとする。
- ズボンを穿くときはベルトを着用し黒色とする。
- 新制服は学校指定のセーター・ベストとする

2. 頭髪

- (1) 中学生らしい清楚な髪型とする。特異な髪型にしない。
- (2) 整髪料などは使用しない。

前…目にかからないようにする。

後…耳、襟にかからない。肩にかかる場合は耳にかけて結ぶ。結ぶ位置は耳より下とする。

※ パーマ、ツーブロック、アイロン、染色、脱色等の加工はしない。(校則検討委員会で見直し検討中です)

(縮毛矯正は許可制とする。*申請が必要。)

※ 眉毛についても加工はしない。(校則検討委員会で見直し検討中です)

※ ゴムの色は黒、紺、茶の目立たない色とする。

※ 前髪のピンはこめかみから耳の位置にかけてしっかりとめる。

3. 靴・靴下

- (1) 靴は、運動をできる白の紐靴とする。(ローカットのみ可)(校則検討委員会で見直し検討中です)
- (2) 靴下は白・黒・紺色のくるぶしが隠れる靴下とする。(ワンポイント可)
- (3) 上履きは学校規定のスリッパとする。(学年で色分け)
- (4) 体育館では、専用シューズをはく。

4. 防寒具

- (1) 登下校や部活動については、ネックウォーマーの着用を許可する。校舎内では使用しない。記名を必ずしてロッカーやバックで管理をする。
- (2) 冬場の手袋着用は認める。校舎内では使用しない。
- (3) 寒い日や体調の悪いときには、ウインドブレーカーの着用を許可する。
部活動で使用しているものが原則ですが、それがない人は、スポーツタイプのウインドブレーカーとする。判断に困る場合は、担任や学年職員まで問い合わせる。着てくるときはファスナーをしっかりと閉める。校舎内では着用しない。教室のロッカーで管理する。**(校則検討委員会で見直し検討中です)**
- (4) 女子のタイツの着用を認める。タイツの色はベージュと黒色とする。体育の時には靴下を着用する。

5. 名札

- (1) アタッチメント付きの名札を着用する。学年で色分けをする。

○バッグについて

- (1) ファーストバックは、昭栄中学校指定のリュックとする。
- (2) セカンドバックは、昭栄中学校指定のバック（昭栄バック）とする。
- (3) バックには、装飾品は付けない。ただし、目印としてのお守りやキーホルダー等は1個までとする。

○所持品について

学校生活に不必要な物は所持しない。（携帯電話、ゲーム類、雑誌類、菓子等）

○自転車通学について

- ・交通ルールを守り、安全運転を心がける。
- ・リュックは必ず背中に背負う。
- ・昭栄バックを利用する場合は、荷紐を使い自転車後部に固定する。
自転車通学許可に伴う自転車の形についての決まりは、
 - ①マウンテンバイク・ミニサイクル・折りたたみ自転車は禁止。
 - ②極端なアップ及びダウンハンドル・カマキリタイプは禁止
 - ③荷台をつける。（荷台を曲げたりしない）
 - ④両足スタンドをつける。
 - ⑤自動点灯式のライトを奨励する。（高校は義務化されました）